

松浦市週休２日工事の試行要領

（趣旨）

第１条 この要領は、松浦市が発注する建設工事において、週休２日工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 建設業では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっており、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休２日」を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第３条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）週休２日工事とは、対象期間において月単位又は通期の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （２）現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。
- （３）月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で２８．５％に満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。
- （４）通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上となる状態をいう。
- （５）工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいい、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- （６）工事完成日とは工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

（対象工事）

第４条 松浦市が発注する建設工事において、災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３３条許可対象工事）を除く請負工事を対象とする。なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。

(対象期間)

第5条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、次の各号に該当する期間は含まない。

- (1) 工場製作のみを実施している期間
- (2) 工事の全面中止を行っている期間
- (3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

2 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

3 工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、現場閉所による週休2日の対象外とする作業の期間を決定すると共に、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業の期間を明示するものとする。

(発注方式)

第6条 発注方式は、発注者が週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後に週休2日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。

(休日の取扱い)

第7条 週休2日工事における休日の取扱いにあたっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 労働基準法第35条（休日）の規定を逸脱してはならない。
- (2) 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は、週休2日とは別の休日対象休日から除く。
- (3) 降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休暇」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。
- (4) 受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した場合など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等に作業を行った場合は、休日として取り扱うものとする。

(受注者の取り組み)

第8条 受注者の取り組み内容については、次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督員と協議するものとする。また、実施する場合は、「月単位の4週8休」又は「通期の4週8休」のいずれのパターンで実施する

か明記するものとする。

- (2) 受注者は、週休2日を実施する場合、取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出するものとする。
- (3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行うものとする。
- (4) 受注者は、対象期間中、週休2日モデル工事であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ宣言するものとする。
- (5) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

（発注者の確認）

第9条 発注者の確認については、次の各号によるものとする。

- (1) 発注者は、受注者より提出された予定工程、変更予定工程及び理由が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示するものとする。
- (2) 発注者は、施工中に施工プロセスチェックに基づき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認するものとする。

（実施における措置）

第10条 対象工事においては、当初設計では休暇取得状況が「通期の4週8休」の週休2日工事として補正を行った額で発注するものとする。

2 補正の対象となる経費は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費及び市場単価とし、この対象経費に補正係数を乗じる方法で算出する。なお、補正係数は、工事種別ごとに長崎県各部が定めた試行要領の規定を準用するものとする。ただし、前述の規定がない工種については積算で用いる基準等で定められた補正係数を用いるものとする。

3 受注者が週休2日を選択した場合は、竣工時において現場閉所の実績により、次の各号に基づき補正を行うものとする。

- (1) 受注者が当初「月単位の4週8休」を選択し、実績でも達成した場合は、「月単位の4週8休」による補正を行うものとする。
- (2) 受注者が当初「通期の4週8休」を選択した場合で、実績は「月単位の4週8休」以上を達成したとしても、補正の変更は行わない。
- (3) 受注者が当初「月単位の4週8休」を選択したが、実績が「通期の4週8休」となった場合は、補正の変更は行わないものとする。
- (3) 「通期の4週8休」が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を行わないものとする。

4 港湾・漁港請負工事積算基準（長崎県土木部）を用いて積算した工事については、当初設計は補正を行わずに発注し、受注者が当初「月単位の4週8休」を選択し、実績でも達成した場合は、「月単位の4週8休」として補正の変更を行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、週休2日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

付 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。